

1 市の概要

1 市の概要

1-1 市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、埼玉県の南西部、東経 139 度 31 分 10.24 秒、北緯 35 度 52 分 45.38 秒、海拔の最高は 49m（亀久保八丁付近）、最低 6m（旧埼玉県立福岡高校周辺）、都心から 30km 圏内、さいたま新都心から約 10km に位置し、東西が約 7.5km、南北が約 6 km、面積は約 14.64 km²あり、北と西は川越市、南は三芳町、東は富士見市に隣接しています。

地形は武蔵野台地の北部のほぼ平坦な地に位置し、荒川に向かって西から東へ緩やかに傾斜しているのが特徴です。

地質は関東ローム層で、北部市境に沿って南北に新河岸川が流れており、周辺地域では水田が広がっているほか、沿岸には斜面林などの自然環境が残されています。市の西部地域では、武蔵野の面影を残す畑や雑木林など、緑豊かな環境が保全されています。

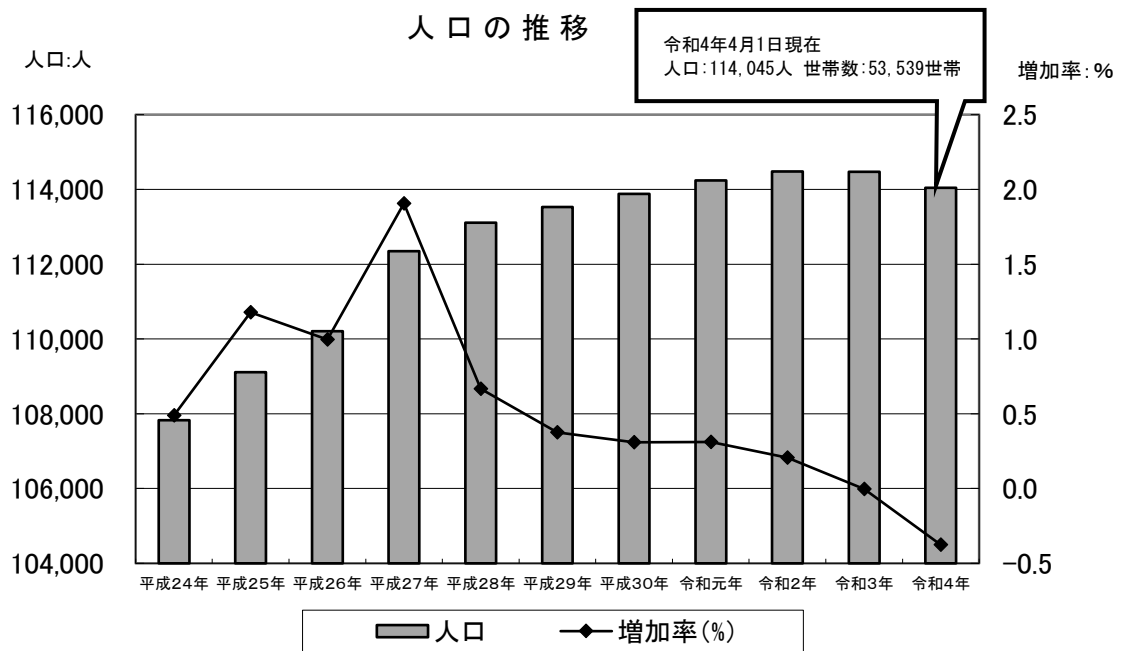
気候は、太平洋側気候で、夏季は高温になり、降雨量も比較的多く、冬季は強い北西の季節風が吹き、晴天の日が多いのが特徴です。

交通は東部には富士見川越バイパス（国道 254 号バイパス）が、西部には関越自動車道が、ほぼ中央には川越街道（国道 254 号）が、それぞれ市を南北に貫いています。また、これらの道路と並行する形で東武東上線が走っており、市内には上福岡駅が立地しているとともに、隣駅には多くの市民も利用する急行停車駅のふじみ野駅があります。

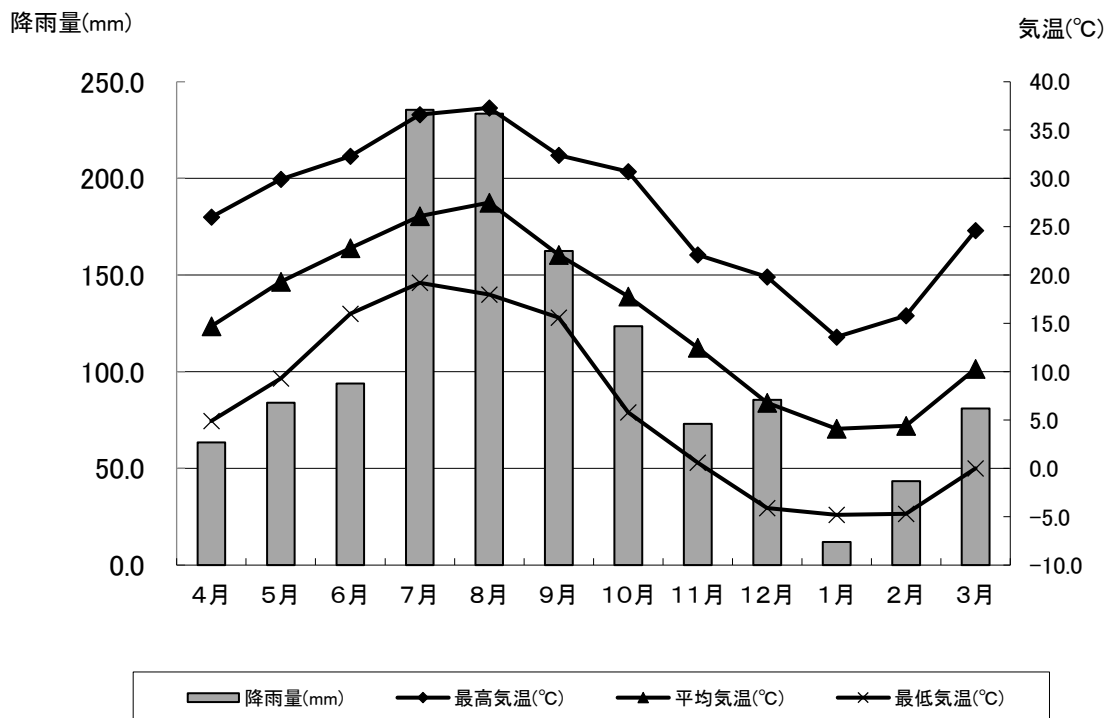
※経度・緯度はふじみ野市役所屋上の二等三角点の位置



(2) 人口



(3) 気象



資料：入間東部地区事務組合 消防本部 指揮統制課

1-2 環境行政

(1) 環境に関する条例

(ア) ふじみ野市環境基本条例

本市の環境行政を推進するため、平成 18 年 7 月「ふじみ野市における環境施策のあり方について」を環境審議会に諮問し、環境行政の理念、方向性について答申を受け、平成 19 年 3 月に「ふじみ野市環境基本条例」(平成 19 年条例第 2 号)を制定しました。

本条例では、快適で良好な環境の確保について、基本理念を定め、市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、快適で良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境の確保に寄与することを目的としています。

「快適で良好な環境」とは

ふじみ野市環境基本条例第 2 条で「大気、河川、地下水、土壌、多様な生態系その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、歴史的、文化的遺産とも密接に結びついた景観の形成を図り、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。」と定義しています。

開発指導要綱について

ふじみ野市環境基本条例は、快適で良好な環境の確保に対する基本理念として、快適で良好な環境の確保及び将来世代への継承、循環型社会を目指して、市、市民及び事業者等の協働、地球環境保全を自らの問題として認識して推進すべきことを掲げております。

そのため、環境負荷の影響が大きい開発行為に対して、市では「ふじみ野市開発行為等指導要綱」(平成 17 年告示第 210 号)に基づき、市内の無秩序な開発行為を防止し、良好な都市環境の保全及び健全な発展を図るため、事業者に対して理解と協力の要請を行っています。市では、この趣旨に沿って関係各課が連絡調整を行い、事業者へ総合的な対応を行っています。

(イ) ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、資源が循環して利用されるまちづくりを目指し、併せて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、平成 20 年 12 月 19 日に「ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(平成 17 年条例第 115 号)を全部改正し、「ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」(平成 20 年条例第 40 号)を制定しています。(平成 21 年 4 月 1 日施行)

(2) 環境に関する計画

(ア) ふじみ野市環境基本計画

①計画の目的

ふじみ野市環境基本条例第9条の規定に基づき、現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むため、条例の目的である「快適で良好な環境の確保」に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、また、計画の実効性を確保するため、基本計画と行動計画が一体となった環境基本計画行動計画を平成19年度に策定しました。その後、5年ごとに見直しを行っており、現在は、平成28年度～29年度の2か年をかけて策定した第2期環境基本計画前期行動計画に基づき施策を進めております。

②計画の位置づけ

ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 を環境の面から実現するための基本的な方向性を定め、他の計画や施策と整合・調整・連携を図りながら「快適で良好な環境の確保」に関する各種施策を、総合的かつ計画的に推進する計画となっています。

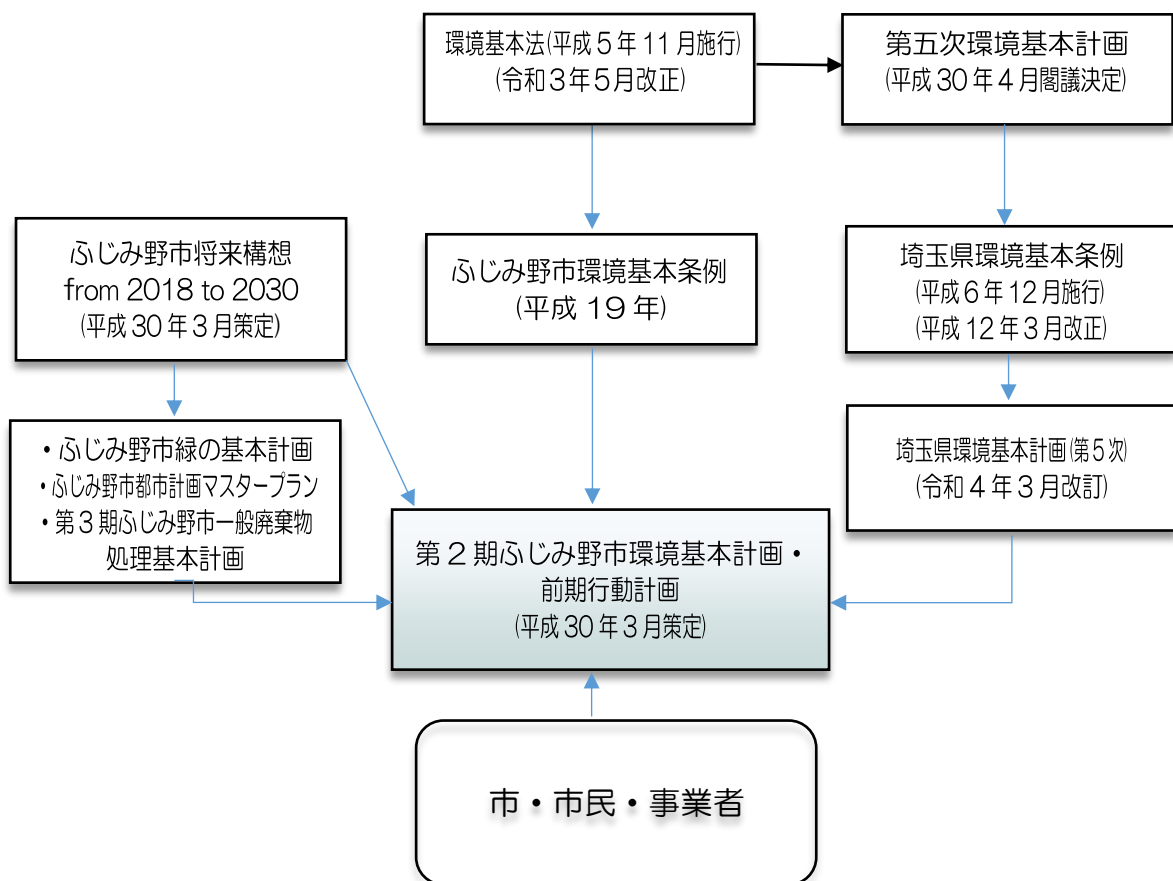


図1-2-1 計画の位置づけ

③計画の対象とする環境の範囲

- ・市、市民、事業者の連携、協働に関すること
- ・環境教育、環境学習による人づくりに関すること
- ・安心・安全、快適な都市環境に関すること
- ・地球環境保全に関すること
- ・循環型社会に関すること
- ・自然環境に関すること

④計画期間

平成30年度を初年度として、令和9年度までの10年間を「第2期環境基本計画」の計画期間と定め、「行動計画」は、計画の進展、社会経済情勢の変化、科学技術の進展などにより環境問題の課題が変化することが考えられることから、5年間で1つの期間として「前期」、「後期」に区分し、平成30年度から令和4年度までを「前期行動計画」としています。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第2期ふじみ野市環境基本計画									
前期行動計画(平成30年度～令和4年度)					後期行動計画(令和5年度～令和9年度)※予定				

図1-2-2 計画の期間

⑤環境基本条例の基本理念に基づく施策運営

環境基本計画は、環境基本条例の理念に基づき施策の方向性を示しています。

1 環境基本条例の基本理念

- ・快適で良好な環境の将来世代への継承
- ・市、市民及び事業者の協働により人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型社会を目指すまちづくりの推進
- ・地球環境保全への自主的、積極的な取り組みの推進

2 基本計画の施策の方向性

- ・すべての施策の策定等にあたっての環境優先の理念 (第8条)
- ・施策の総合調整のための評価体制の整備 (第19条)
- ・市、市民及び事業者の参画及び協働の推進 (第20条)
- ・環境教育の理念に基づく推進 (第21条)

⑥市の望ましい環境像

～みんなではぐくむ 緑豊かな住みよいまち ふじみ野～

⑦第2期環境基本計画前期行動計画の施策等

第2期環境基本計画前期行動計画における望ましい環境像の実現にむけ、市、市民及び事業者の各主体が共通認識のもと取り組むべき内容としており、「現状と課題」「施策の展開」「行動指標」などを掲げています。

○施策体系

- 施策の柱1 学びと協働の推進
- 施策の柱2 環境にやさしいまちづくりの推進
- 施策の柱3 環境負荷の少ない循環型社会の構築
- 施策の柱4 自然と調和した環境づくりの推進



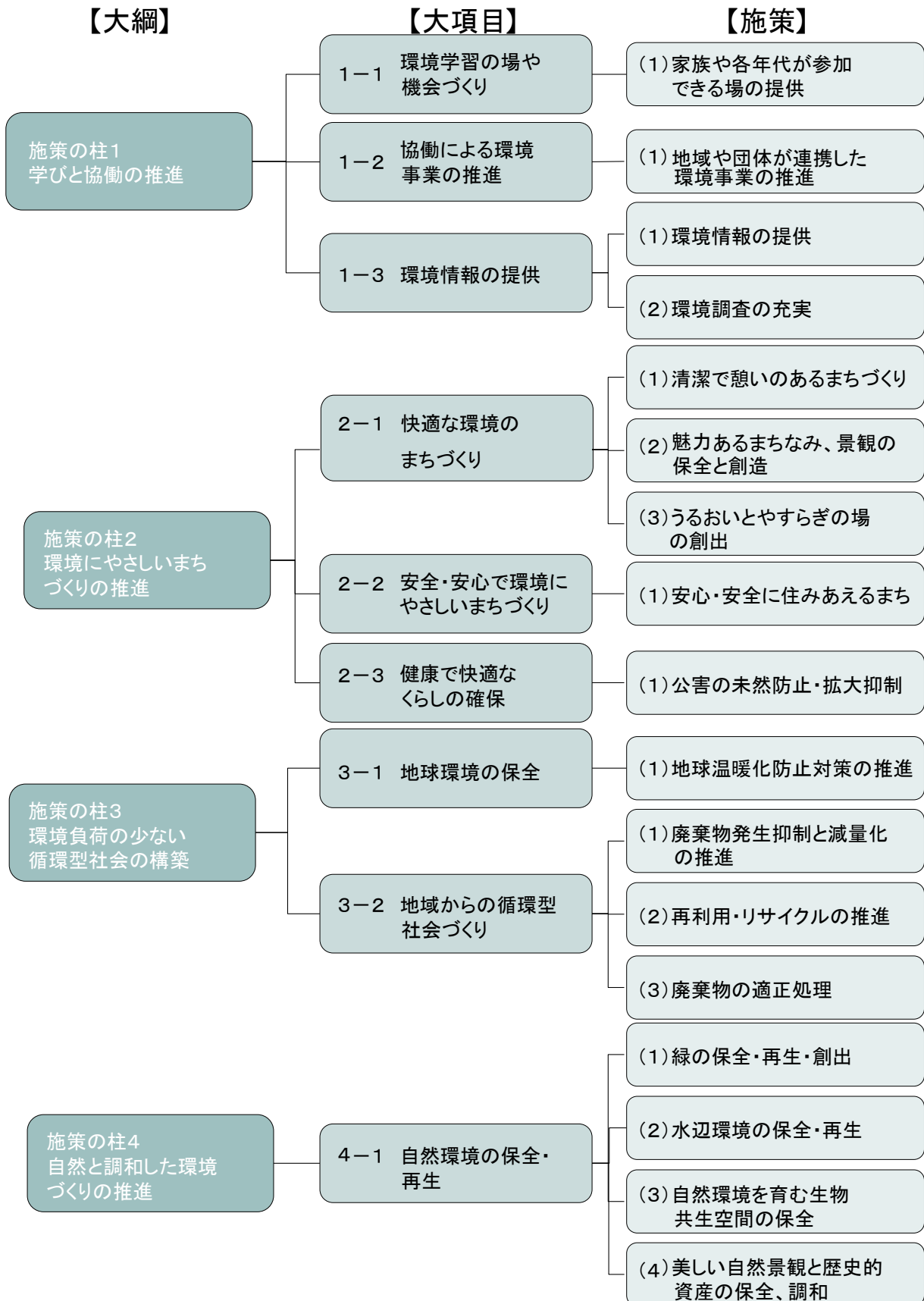
⑧計画の進行管理

行動計画に示された各施策は、第2期環境基本計画前期行動計画のめざす目標の達成に向け、全体の進捗状況を点検しながら展開します。その進行管理は、「計画の策定 (Plan)、施策・事業の実施 (Do)、点検・評価・公表 (Check)、改善 (Action)」のサイクルによる継続的な見直しの仕組みを構築します。



図 1-2-3 計画の進行管理

⑨第2期環境基本計画 前期行動計画の施策体系



(イ) ふじみ野市地球温暖化対策実行計画

「第6章 地球温暖化対策（ふじみ野市地球温暖化対策実行計画）」

①計画の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）の第4条に基づき、ふじみ野市の事務、事業等における温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出実態と排出抑制に関する目標を策定し、環境への負荷の軽減をもって、長期的・継続的な排出削減へと導くことを目的とし、また、地域における模範となる率先行動となるよう計画を策定しました。

②計画の位置づけ

地球温暖化対策推進法第21条第1項において、地方公共団体に策定が義務付けられている「温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」であり、「第2期ふじみ野市環境基本計画 前期行動計画」と一体となっています。その中の第6章が地球温暖化防止に関する事項を定めた「地球温暖化対策（ふじみ野市地球温暖化対策実行計画）」となっており、ふじみ野市が行う事務、事業全般を対象とした「事務事業編」と、市域における温室効果ガス排出抑制等に関する「区域施策編」の構成となっています。（図1-2-4）

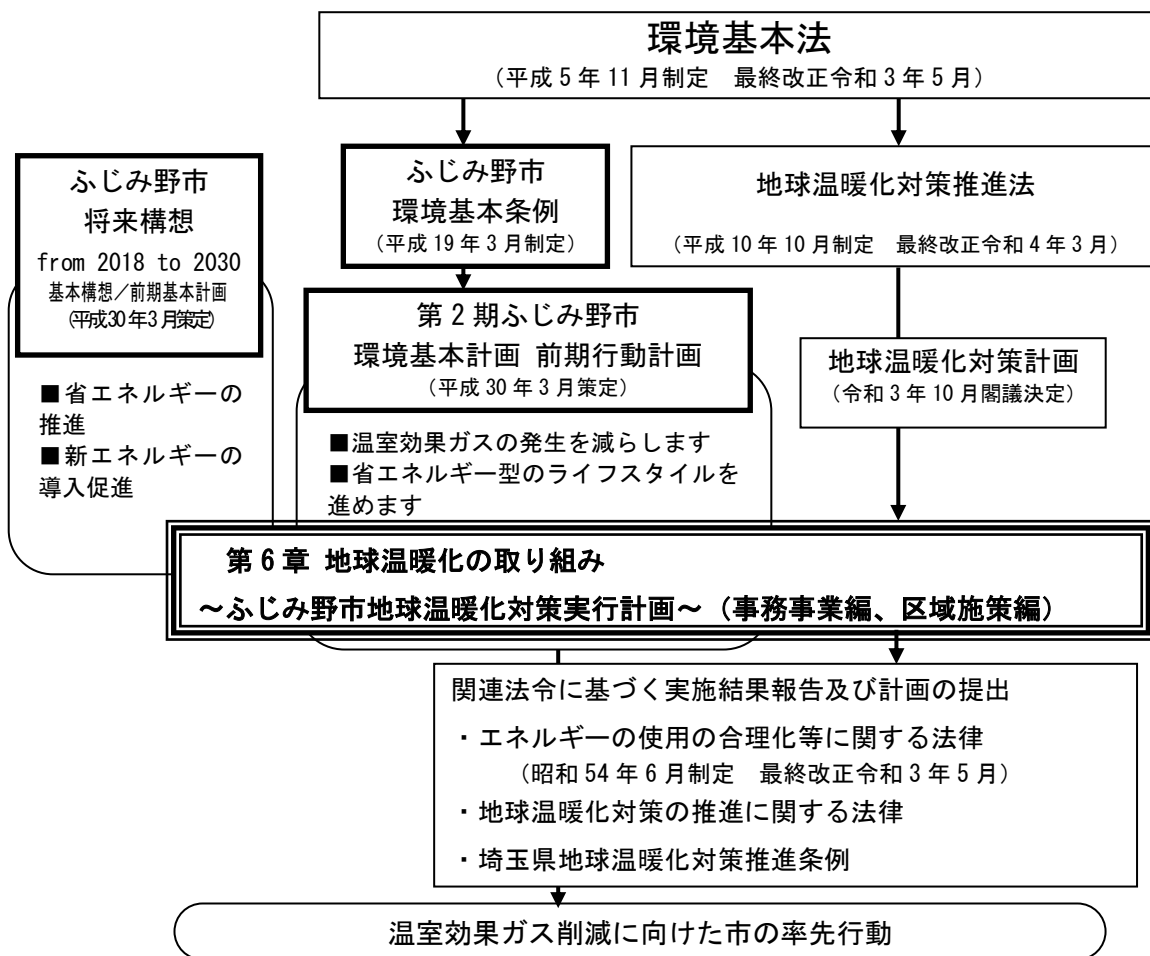


図1-2-4 ふじみ野市地球温暖化対策実行計画の位置づけ

③計画の期間

本計画の事務事業編の基準年度を平成 25 年度とし、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で計画期間とします。

また、区域施策編については、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（平成 29 年 3 月、環境省）」により、基準年度を平成 25 年度、中期目標を令和 12 年度、最終目標を令和 32 年度として設定し、実行計画を長期的な視野により策定します。

第一段階として令和 4 年度までの短期目標・施策を策定し、目標達成状況などを評価します。

④計画の対象物質

地球温暖化対策推進法では以下の 7 物質（表 1-2-1）が対象となっていますが、本計画において対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類（事務事業編のみ対象）とします。

なお、本計画では、温室効果ガスの排出量は各ガスの排出量に、地球温暖化対策推進法施行令第 4 条に定められた地球温暖化係数を乗じ、二酸化炭素に換算した数値で表しています。（環境省：「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づく）

表 1-2-1 対象物質

温室効果ガス	地球温暖化係数*	主な発生源	事務事業編	区域施策編
二酸化炭素 (CO ₂)	1	石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用（火力発電所によるもの） など	○	○
メタン (CH ₄)	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て など	○	○
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	化石燃料の燃焼、工業プロセス など	○	○
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	12～14,800	代替フロン等の製造時における漏えい、冷蔵庫・エアコンなどの冷媒からの大気放出 など	○	×
パーフルオロカーボン類 (PFC)	7,390～17,340	半導体製造時等における漏えい など	×	×
六フッ化硫黄 (SF ₆)	22,800	半導体製造や電気の絶縁体 など	×	×
三フッ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造プロセス など	×	×

※各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したもの

⑤計画の範囲

事務事業編の範囲は、本市が行う事務、事業全般とし、対象施設は、庁舎、公民館、コミュニティ施設、福祉施設、市立小中学校、水道施設、環境センターなどの公共施設を対象とします。(指定管理の施設を含む。)

⑥基準年度（平成 25 年度）の現状値

基準年度である平成 25 年度の温室効果ガス総排出量は 40,677.5 t-CO₂です。温室効果ガス別に見ると、二酸化炭素が 97.00%となっており、排出量の大部分を占めています。(二酸化炭素は主に燃料使用と電気使用、廃プラスチック焼却から発生します。)

メタン・一酸化二窒素は、主に自動車の運行と一般廃棄物焼却、浄化槽の使用により発生します。ハイドロフルオロカーボン^①は、カーエアコンに代替フロンとして使用している場合に発生するものです。

表 1-2-2 平成 25 年度（基準年度）温室効果ガス総排出量（事務事業編）

物質名	温室効果ガス 排出量(t) (A)	温暖化 係数 (B)	CO ₂ 換算 排出量(t-CO ₂) (C)=(A)×(B)	構成比(%)
二酸化炭素(CO ₂)	39,456.32	1	39,456.32	97.00
メタン(CH ₄)	0.57	25	14.25	0.04
一酸化二窒素(N ₂ O)	4.05	298	1,206.90	2.96
総排出量	-	-	40,677.47	100.0

※温暖化係数 (B) は、基準年度としての算定時の平成 29 年の値となっています。

※CO₂換算排出量 (C) の値は、端数処理の関係で合わない場合があります。

⑦目標値

市の事務及び事業に関する令和 4 年度の温室効果ガスの排出量を基準年度（平成 25 年度）に比べ 21%削減することを目標としています。

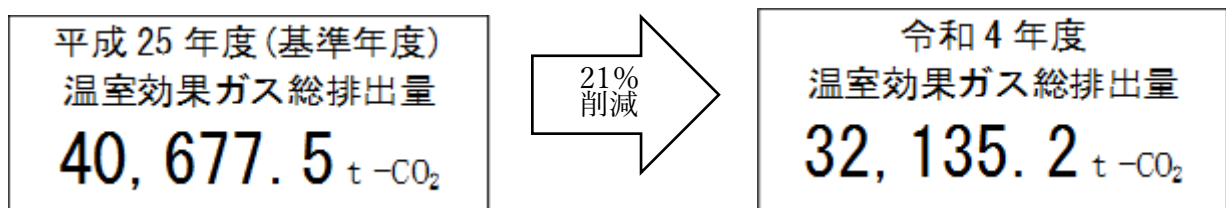


表 1-2-3 各項目別目標値

○温室効果ガス影響項目

項目	単位	基準年 (平成25年) 使用量実績値(A)	目標年 (令和4年) 使用量目標値(B)	削減率 (%)	削減量(C) (B)-(A)	基準年度比 温室効果 ガス削減量 (t-CO ₂)
ガソリン	L	50,742.5	40,086.6	21.0	△ 10,655.9	△ 24.7
灯油	L	93,808.0	74,108.3	21.0	△ 19,699.7	△ 49.1
軽油	L	12,775.0	10,092.3	21.0	△ 2,682.8	△ 6.9
A重油	L	128,500.0	101,515.0	21.0	△ 26,985.0	△ 73.1
液化石油ガス(LPG)	Kg	16,306.0	12,881.7	21.0	△ 3,424.3	△ 10.3
都市ガス	m ³	495,394.0	391,361.3	21.0	△ 104,032.7	△ 232.0
電気	kWh	17,062,114.0	13,479,070.1	21.0	△ 3,583,043.9	△ 1,988.6
一般廃棄物の焼却	t	40,587.2	32,063.9	21.0	△ 8,523.3	△ 144.2
廃プラスチックの焼却	t	10,163.0	8,028.8	21.0	△ 2,134.2	△ 6,009.3
公用車の走行(ガソリン)	km	47,689.0	37,674.3	21.0	△ 10,014.7	△ 0.1
公用車の走行(軽油)	km	17,314.0	13,678.1	21.0	△ 3,635.9	△ 0.0
浄化槽	人	892.0	704.7	21.0	△ 187.3	△ 4.0

※A、B、CについてはCO₂換算前の数値

○令和3年度 項目別目標達成状況

調査項目	単位	平成25年度(基準年度)		目標削減量		令和3年度(実績)		目標達成率	
		活動量 (使用量等)	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	活動量 (使用量等)	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	活動量 (使用量等)	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)		
燃料 使用 量	ガソリン	L	50,742.5	117.7	10,655.9	24.7	22,612.0	52.5	100.0%
	灯油	L	93,808.0	233.6	19,699.7	49.1	10,876.0	27.1	100.0%
	軽油	L	12,775.0	33.0	2,682.8	6.9	5,821.7	15.0	100.0%
	A重油	L	128,500.0	348.2	26,985.0	73.1	4,000.0	10.8	100.0%
	液化石油ガス(LPG)	kg	16,306.0	48.9	3,424.3	10.3	6,286.9	18.9	100.0%
	都市ガス	m ³	495,394.0	1,104.7	104,032.7	232.0	717,215.8	1,599.4	0.0%
	電気使用量(一般電気事業者及びPPS)	kwh	17,062,114.0	9,469.5	3,583,043.9	1,988.6	12,685,173.5	7,040.3	100.0%
公用車の走行量(ガソリン)	km	47,689.0	0.4	10,014.7	0.1	268,541.0	2.4	0.0%	
公用車の走行量(軽油)	km	17,314.0	0.0	2,134.2	0.0	20,587.0	0.0	0.0%	
HFC封入カーエアコンの使用台数	台	107.0	1.5	22.5	3.2	99.0	1.4	35.6%	
一般廃棄物焼却(連続燃焼式)	湿t	40,587.2	686.7	8,523.3	144.2	34,566.4	584.9	70.6%	
うち廃プラスチック焼却量	乾t	10,163.0	28,615.6	2,134.2	6,009.3	8,226.8	22,788.2	90.7%	
浄化槽	人	892.0	19.3	187.3	4.0	841.7	18.2	26.9%	
総排出量合計		-	40,677.5	-	8,545.5	-	32,159.1	99.7%	

*廃プラスチックは推計量 焼却量(t)×組成分析による割合(29.75%)×(水分を除いた重量)80%で計算
 *排出係数は、平成29年度の値を用いて算出
 *小数第2位四捨五入
 *端数処理の関係で数値が合わない箇所がある

(ウ) ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画（第3期計画）

①計画の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第6条第1項に規定されている「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」に当たるもので、一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画になっています。

②計画の位置づけ

本計画は、ごみの発生・排出抑制から資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理に関するすべてを包括するものです。また、ごみ処理計画の主要な柱となる中・長期計画であり、ごみ処理広域化基本計画や循環型社会形成推進地域計画等を策定するための上位計画として位置づけられます。

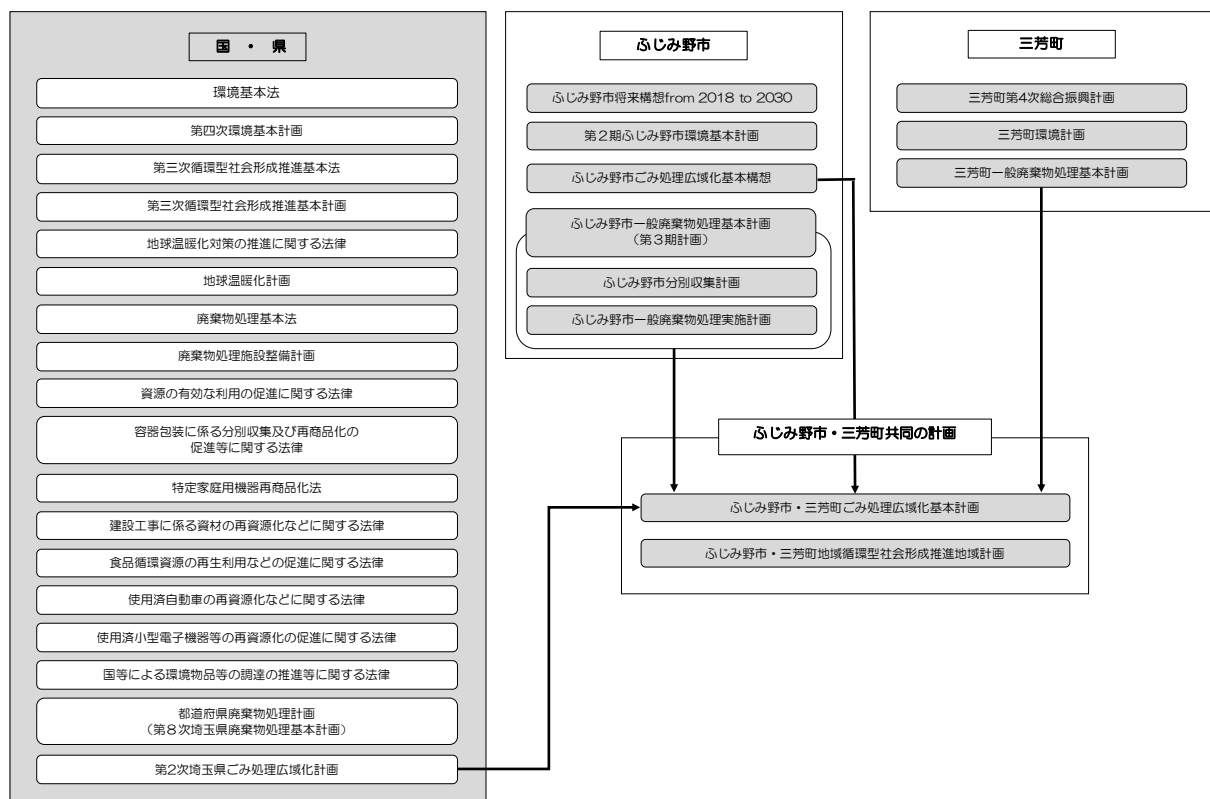


図1-2-5 計画の位置づけ

③計画の構成

第1編 基本事項	
第1章 基本事項 1.1 本計画の背景と目的 1.2 本計画の位置づけ 1.3 本計画の構成 1.4 計画対象地域 1.5 計画目標年度 1.6 ごみ処理行政の動向と関連法規等	第2章 地域特性 2.1 自然的特性 2.2 社会的特性
第2編 ごみ処理基本計画	
第1章 ごみ処理の現状及び課題 1.1 ごみ排出、最終処分及び資源化の現状と課題 1.2 他都市との比較 1.3 ごみ組成 1.4 収集・運搬 1.5 中間処理 1.6 最終処分 1.7 ごみ処理費用 1.8 災害廃棄物処理	
第2章 基本理念及び基本方針 2.1 基本理念 2.2 基本方針	
第3章 基本施策 3.1 ごみ処理主体 3.2 発生抑制・排出抑制 3.3 分別の区分及び資源化 3.4 収集・運搬 3.5 中間処理 3.6 最終処分 3.7 その他	
第4章 ごみ排出量の予測 4.1 予測方法 4.2 予測結果 4.3 将来予測される課題	
第5章 将来排出量予測 5.1 減量化及び資源化の考え方 5.2 減量化及び資源化効果の整理 5.3 予測結果（施策実施後）	
第6章 目標実現のための行動計画 6.1 行動計画 6.2 行動計画の策定方法	
第3編 生活排水処理基本計画	
第1章 生活排水処理の現状と課題 1.1 生活排水の処理体系 1.2 生活排水の処理状況 1.3 生活排水の処理主体 1.4 生活排水処理率 1.5 収集・運搬の状況 1.6 し尿処理施設 1.7 生活排水処理の課題	
第2章 基本理念及び基本方針 2.1 基本理念及び基本方針 2.2 数値目標	
第3章 基本施策 3.1 整備計画及び維持管理計画 3.2 排出抑制 3.3 収集・運搬 3.4 中間処理 3.5 最終処分 3.6 その他	
第4章 計画処理量の予測 4.1 処理形態別人口の予測	

図1-2-6 計画の構成

④計画対象地域

本計画の計画対象地域は、本市の行政区域全体とします。ただし、施策の推進に当たっては、関係法令や適正なごみ処理の観点等から広域的な対応も視野に入れ、現在、広域処理を行っている三芳町や他市町村、関係機関等との連携・協力を図ることとします。

⑤計画の期間

本計画では、平成30年度を初年度とし、令和3年度を中間目標年度、令和8年度を計画目標年度とします。なお、社会情勢の変化や関係法令改正等の動向に対し、適切かつ柔軟に対応するため、中間目標年度を目途に必要な見直しを行います。

【年度】 (西暦)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和1 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
内容	前計画 中間目標 年度						前計画 最終目標 年度				
		(推計 初年度)	本計画 初年度			本計画 中間目標 年度	本計画 最終目標 年度				

図1-2-7 計画の期間

⑥計画の基本理念



⑦計画の基本方針

1. 市民・事業者・市による、排出抑制を中心とした3Rを推進

市民・事業者・市が協働して排出抑制を中心とした3Rに取り組むことで、日本一ごみの少ない市を目指します。排出抑制に向けて、食品ロスを減らし、食品リサイクルを推進します。

2. 環境教育と環境学習の実施

環境教育と環境学習の機会を増やすことで、市民や事業者の持つ、資源や自然を大切ににする“心”を育てます。

3. ものを大切にするための仕組みづくり

ものを大切にするための仕組みとして、ごみを出さないライフスタイルの提案や、粗大ごみの一部品目の有料化を行います。

4. 自然環境に配慮した循環型社会をつくるための意識づくりと行動

地球温暖化や環境の汚染等により、自然環境が危機にさらされています。その解決に向けて、資源とエネルギーが循環する社会をつくるために、身近な意識づくりと行動を目指します。

(3) 環境行政組織・所掌事務

(ア) 環境課事務分掌

①環境係

- (1) 環境施策の企画立案及び環境保全活動の普及啓発に関すること。
- (2) 地球温暖化対策及び省エネルギー対策に関すること。
- (3) 公害防止に関すること。
- (4) 生活環境の保全等に関すること。
- (5) 自然保護意識の啓発に関すること。
- (6) 犬の登録及び狂犬病予防に関すること。
- (7) 鳥獣の捕獲、動物の飼養等に関すること。
- (8) 墓地設置の許可等に関すること。
- (9) ペット霊園の設置の許可等に関すること。
- (10) 入間東部地区事務組合との連絡調整に関すること(火葬場、斎場及びし尿処理に関するものに限る。)

②廃棄物対策係

- (1) 一般廃棄物処理の企画及び立案に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量及びリサイクルに関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業の許可、指導及び監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- (5) 一般廃棄物の不法投棄に関すること。
- (6) ごみ集積所に関すること。
- (7) 環境学習の推進に関すること。
- (8) 一般廃棄物最終処分場の維持管理に関すること。
- (9) 災害廃棄物の処理に関すること。

③ふじみ野市・三芳町環境センター

- (1) 環境センター及びエコパの運営及び管理に関すること。
- (2) 廃棄物の搬入、処理及び処分の決定に関すること。
- (3) 廃棄物処分手数料の収入事務に関すること。
- (4) 循環型社会形成推進交付金に関すること。

(イ) 所属団体

①広域的な環境行政組織

組織名	構成市町村	会の目的・事業
埼玉県西部地区環境事務研究会 (22 団体)	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、嵐山町、滑川町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村	<ul style="list-style-type: none"> ・会員相互の連絡を密にし、自主的な研鑽により環境問題を円滑に処理することを目的とする。 ・総会、役員会 (3 回)、研修会 (1 回)、事例発表会 (1 回) の開催。
埼玉県環境事務研究会連合会 (59 団体)	埼玉県内を北部、東部、西部、南部、中央 5 地区に分けて環境事務研究会を組織している連合会。 県内市町村環境行政及び埼玉県内環境管理事務所及び環境関連課により構成。	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区事務研究会相互の連絡を密にして、環境問題を円滑に処理することを目的とする。 ・総会、役員会 (4 回)、研修会 (1 回)、事例発表会 (1 回) の開催。
埼玉県西部地区衛生清掃事務研究会 (11 団体)	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内相互の密接な連絡協調により事務の円滑なる執行に寄与する。 ・総会、事務研究会 (年 1 回)、研修会 (年 1 回)
埼玉県清掃行政研究協議会第 4 ブロック (24 団体)	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、鳩山町、朝霞地区一部事務組合、志木地区衛生組合、入間西部衛生組合、入間東部地区事務組合、坂戸地区衛生組合、埼玉西部環境保全組合	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の精神に基づき、廃棄物の処理体制を確立し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 ・総会、研修会

(4) 環境審議会

①環境審議会

設置根拠	環境基本法（平成5年法律第91号）第44条 ふじみ野市環境基本条例（平成19年条例第2号）第29条																						
役割	(1) 環境基本計画に関する事項 (2) 環境の保全に関する基本的な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し答申を行う。必要がある時は、市長に意見を述べることができる。																						
組織	20人以内で組織																						
委員構成及び 委嘱状況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">任期 (R1. 11. 18～R3. 11. 17)</td> <td style="text-align: center;">→ (R3. 11. 18～R5. 11. 17)</td> </tr> <tr> <td>・学識経験を有する者</td> <td style="text-align: center;">1人 → 1人</td> </tr> <tr> <td>・自治組織連合会の役員</td> <td style="text-align: center;">2人 → 2人</td> </tr> <tr> <td>・商工会団体を代表する者</td> <td style="text-align: center;">1人 → 1人</td> </tr> <tr> <td>・農業委員会を代表する者</td> <td style="text-align: center;">1人 → 1人</td> </tr> <tr> <td>・市内事業所を代表する者</td> <td style="text-align: center;">2人 → 2人</td> </tr> <tr> <td>・埼玉県西部環境管理事務所を代表する者</td> <td style="text-align: center;">1人 → 1人</td> </tr> <tr> <td>・ふじみ野市校長会を代表する者</td> <td style="text-align: center;">1人 → 1人</td> </tr> <tr> <td>・市内環境団体を代表する者</td> <td style="text-align: center;">4人 → 4人</td> </tr> <tr> <td>・公募による市民</td> <td style="text-align: center;">1人 → 2人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">14人 → 15人</td> </tr> </table>	任期 (R1. 11. 18～R3. 11. 17)	→ (R3. 11. 18～R5. 11. 17)	・学識経験を有する者	1人 → 1人	・自治組織連合会の役員	2人 → 2人	・商工会団体を代表する者	1人 → 1人	・農業委員会を代表する者	1人 → 1人	・市内事業所を代表する者	2人 → 2人	・埼玉県西部環境管理事務所を代表する者	1人 → 1人	・ふじみ野市校長会を代表する者	1人 → 1人	・市内環境団体を代表する者	4人 → 4人	・公募による市民	1人 → 2人	計	14人 → 15人
任期 (R1. 11. 18～R3. 11. 17)	→ (R3. 11. 18～R5. 11. 17)																						
・学識経験を有する者	1人 → 1人																						
・自治組織連合会の役員	2人 → 2人																						
・商工会団体を代表する者	1人 → 1人																						
・農業委員会を代表する者	1人 → 1人																						
・市内事業所を代表する者	2人 → 2人																						
・埼玉県西部環境管理事務所を代表する者	1人 → 1人																						
・ふじみ野市校長会を代表する者	1人 → 1人																						
・市内環境団体を代表する者	4人 → 4人																						
・公募による市民	1人 → 2人																						
計	14人 → 15人																						
審議内容	<p>令和3年10月26日（第1回会議）</p> <p>① 第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）策定に係る市民意識調査について</p> <p>令和3年11月22日（第2回会議）</p> <p>① ふじみ野市の環境行政 令和3年度版 環境年次報告書について</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大状況下により書面開催（第3回会議）</p> <p>① 第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）アンケート調査報告書等の送付について</p> <p>令和4年3月22日（第4回会議）</p> <p>① 令和4年度環境審議会スケジュールについて</p> <p>② 第2期環境基本計画（後期行動計画）施策体系について</p> <p>③ 環境審議会の書面開催の実施方法について</p>																						

(5) 廃棄物減量等推進審議会等

① 廃棄物減量等推進審議会

設置根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 7 ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会条例（平成 18 年条例第 12 号）第 1 条
役 割	市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項について、必要な調査及び審議をする。
組 織	15 人以内で組織
委嘱状況	任 期（R2. 11. 30～R4. 11. 29） <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量化又は資源化推進団体を代表する者 1 人 ・ 商工業団体を代表する者 3 人 ・ 廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者 2 人 ・ 学識経験を有する者 2 人 ・ 市長が必要と認める者 5 人 計 13 人
審議内容	「一般廃棄物処理基本計画の改定について」 令和 3 年 7 月 28 日（第 1 回会議） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理基本計画の改定について ・ 廃棄物処理の現状について 令和 3 年 8 月 30 日（第 2 回会議） <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理の現況・課題と対応の方向性 令和 3 年 11 月 8 日（第 3 回会議） <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の基本理念、基本方針、施策について（ごみ処理編） ・ 生活排水処理計画について 令和 3 年 12 月 22 日（第 4 回会議） <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回会議の質疑及び回答について ・ パブリック・コメント案について 令和 4 年 3 月 24 日（第 5 回会議） <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリック・コメントの結果について ・ 答申案について ・ 市長への答申について

②一般廃棄物処理基本計画市民検討委員会

設置根拠	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条 同法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討委員会条例（平成 25 年条例第 20 号） 第 1 条</p>
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画に関する提言を行う。 ・市の一般廃棄物処理対策に係る施策に関し、必要な提言を行う。
組織	11 人以内で組織
委嘱状況	<p>任 期（R2. 10. 1. ～R4. 9. 30）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募による市民 2 人 ・市内商工会加入の商工業者 2 人 ・廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者 1 人 ・市長が必要と認める者 5 人 → 4 人 計 10 人 → 9 人
会議内容	<p>「一般廃棄物処理基本計画の改定について」</p> <p>令和 3 年 8 月 3 日（第 1 回会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の改定について ・廃棄物処理の現状について <p>令和 3 年 9 月 22 日（第 2 回会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理の現況・課題と対応の方向性 <p>令和 3 年 11 月 2 日（第 3 回会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の基本理念、基本方針、施策について（ごみ処理編） ・生活排水処理計画について <p>令和 3 年 12 月 16 日（第 4 回会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回会議の質疑及び回答について ・パブリック・コメント案 <p>令和 4 年 1 月 28 日（第 5 回会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画【概要版】について